

経済財政諮問会議（平成26年第5回）
経済財政諮問会議・産業競争力会議
合同会議（第3回）
議事録

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）

経済財政諮問会議（平成26年第5回）
経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議（第3回）
議事次第

日 時：平成26年4月16日（水）16:56～18:25
場 所：官邸2階小ホール

1 開 会

2 議 事

- (1) 戦略的課題（産業構造調整）【経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】
- (2) 戦略的課題（社会保障制度、健康産業）【経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】
- (3) 経済の好循環実現に向けて

3 閉 会

○戦略的課題（産業構造調整）【経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】

（菅議員） ただいまから平成26年度第3回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議を開催いたします。

合同会議の後、引き続いて、第5回経済財政諮問会議を行います。

本日は、甘利大臣に代わりまして、私が進行役を務めます。

本日、総理は17時15分頃から参加されます。また、茂木大臣、山本大臣も遅れて参加をいたします。

本日は、我が国の産業の付加価値生産性を向上させるため、イノベーションやベンチャーの観点から、産業構造調整について御議論をいただきます。

時間が限られておりますので、できるだけ簡潔にお願い申し上げたいと思います。まず小林議員から御説明をお願いいたします。

（小林議員） 2月の経済財政諮問会議で、「中長期の安定した投資の推進に向けて」と題して、イノベーションを実現するため、投資資金の大枠について提言をいたしましたが、今回はそれを踏まえ、より具体的なことを申し上げたいと思います。

それでは、横長の説明資料1-2をご覧いただきたいと思います。

まず1ページですが、図1のとおり、我が国の成長は明確に鈍化していることが潜在GDP成長率を見ていただければ一目瞭然です。また、図2のとおり、技術進歩や生産性が劣る分野はある程度はっきりしております、やはりサービス業、規模の小さい事業者をいかに引き上げていくかが課題でございます。

次に2ページですが、1点目は、産業構造転換・新事業創出でございます。図1では、赤い部分、企業の内部努力による生産性向上が大きく、その他の部分、業界内の再編などによる生産性上昇は小さくなっています。言いかえますと、個々の企業が自分の強さを意識した事業に集中すれば、まだまだ生産性向上の余地が残っております。産業競争力強化法を活用した火力発電統合のように、具体的成果もあらわれておりますが、大胆な企業再編やM&Aが可能となるよう、雇用の流動性を高める雇用慣行や賃金体系の見直し、セーフティネットの整備が重要でございます。

2点目は、新陳代謝の活性化でございます。図3のアンケートのとおり、学校教育は起業家になるためにあまり有益でないということであり、リーダーシップを持つ若者が育つような教育環境の整備が重要でございます。

次に3ページでございます。若者がリスクをとて新しいアイデアをもとに起業する場合、この国はあまり親切ではありません。例のとおり、同じような内容の面倒な手続がたくさん必要で、時間もお金も限られた起業家には結構な負担でございます。既に事業を起こしている場合ですら、業際的な新事業なら窓口をたらい回しにされてしまう。こういった点を一元化、ワンストップ化することを提案したいと思います。

3点目は、4ページにあるようにIT・知識資産の投資・利活用でございます。日本の成長の鍵である、産業の高付加価値化、イノベーション創出力の強化という観点で世界を

見てみると、IT技術の使い方のレベルが非常に高い。彼らはそれをコストカットだけではなく、新たな付加価値の創造を使っております。IT・知識資産によって、産業の高次化と呼ばれる業種横断的な産業転換・融合が進んでおります。例えば日本でもスマート農業、スマートハウス、介護ロボット、自動運転システム、セルフメディケーションを含めたヘルスケアソリューションなどの事業化が始まっております。これら事業の育成には、日本全体の成長の観点から、伝統的な各省庁の監督・規制を上書きする行政対応によりまして、企業の投資意欲や起業家の事業化意欲を引き出すことが効果的だと思います。先般成立したグレーゾーン解消制度などは、成果が出始めている好例でございます。

4点目は、イノベーションの創出に向けた諸課題でございます。企業・大学が持つ数多くの知的資産を眠らせることなく、産業界のニーズや資金を大学・公的研究機関が取り込み、革新的な個々の技術を統合して新たな社会のニーズに応えることが必要であり、これはまさに日本が得意とするイノベーションの1つの形でございます。具体的な提案例としては、地方の農業・工業試験場を活用した中小企業との協業の促進による地域の活性化がございます。

最後になりますが、日本中で次々にイノベーションが発現するためには、企業や大学、個人自らが、イノベーターとしての気概を持ってチャレンジすることが極めて重要でございますが、成長戦略を担う重要な要素である生産性向上とイノベーション創出では、時間軸管理が必須条件であるとともに、企業、政策当局、アカデミアの共通認識が重要であり、政府のリーダーシップを期待するところでございます。

(菅議員) 次にイノベーションについて、産業競争力会議フォローアップ分科会の科学技術の担当主査であります、榎原議員より御説明を願います。

(榎原議員) 私からは科学技術イノベーション政策について、資料2-2で御説明したいと思います。

まず、総合科学技術会議の司令塔機能強化についてですが、山本大臣のリーダーシップによって、各府省の予算要求の企画段階から重点化や調整を主導する予算戦略会議を設置されたということ、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）、革新的研究開発推進プログラム（IMPACT）といった国家的プロジェクトがスタートしたこと、さらには内閣府設置法の改正によって、総合科学技術会議の法的権限を強化するといった改革が進んだということで、今まで動かなかった大きな山が動いたという実感を持っております。引き続き事務局機能の強化等を進めることによって、形だけではなくて、活動実態を伴った司令塔として、よりふさわしい機能強化を期待したいと思っております。

次に、知的財産政策のうち、職務発明制度ですが、産業界のメリットと発明者のインセンティブが両立するような、職務発明制度の改善を求めると思います。具体的には、職務発明の法人帰属化を求めたいと思います。一方、営業秘密につきましては、官民が連携した効果的な営業秘密漏えい対策を、速やかに実現に移す必要があると考えます。

次に、新たな研究開発法人制度についてですが、まず今国会で独立行政法人通則法を研

究開発にふさわしいものに改正する、これが第1点です。それから、運用改善事項につきましても、改善等のスケジュールを具体化していただきたいということ。また、懸案の特定国立研究開発法人制度につきましても、早期の進展を期待したいと思っております。

大きな2項目目ですが、我が国を最もイノベーションに適した国へと引き上げていくためには、ドイツの制度も参考にした上で、研究開発環境の再構築が必要と考えます。これに向けて、先般、橋本議員から研究開発法人を核とした産学連携プラットホームの構築等、ここに書いた3項目についての提案がありました。橋本議員からのこの提案を踏まえまして、イノベーション・ナショナルシステムについて、甘利大臣から、各府省に対して、早急に検討を行うよう要請が出されております。この内容について、是非今度の日本再興戦略の改訂に反映していただきたいと、私からも要請したいと思います。

私からは以上でございます。

(菅議員) 続いて、甘利大臣に代わりまして、西村内閣府副大臣から、我が国発のイノベーション創出に向けた取組について、御説明願います。

(西村内閣府副大臣) 資料3-2をご覧ください。今、榎原議員からお話をありました、甘利大臣のもとで取りまとめましたイノベーション・ナショナルシステムですけれども、大学等、公的研究機関、産業界へと次々にイノベーションが生まれて、産業化していく国家としてのシステムを作ろうではないか。その中で、公的研究機関、これは産業技術総合研究所であったり、物質・材料研究機構であったり、あるいは県の公設試なども入ってくると思いますけれども、ここ機能を活用・強化をしていこうということあります。

1つ目は、大学から出てきた技術シーズを磨いて、研究後半は企業からの受託研究を通じて、産業界での事業化につなげていく、この橋渡し機能を強化していこうという点。

2つ目に、企業からの受託研究などを受け、実用化・事業化にしっかりとつなげる力がある機関に、重点的に予算配分をしていこうという点。

3番目に人材でありますけれども、大学等からの技術シーズの汲上げとして、「クロス・アポイント制度」を活用して大学教員と公的研究機関研究者を兼務させようではないかということ。産業界のニーズをしっかりと把握するマーケティングを行う人材の育成。

全体として、ファンディング機関、プロジェクト・マネジメント力の強化、プロジェクト・マネジャー人材の育成にもしっかりと取り組んでいこうという点。

4点目に、戦略的な知的財産管理として、先程小林議員から説明がありましたが、大企業、公的研究機関、大学でも死蔵している知財が多い。それをベンチャー、中堅・中小企業に活用してもらえるように、戦略的なライセンス付与を行っていくことを提案している。

今後、総合科学技術会議においても、具体化に向けて検討を行っていただいて、年央の成長戦略の中に盛り込んでいきたいと考えております。

(菅議員) 続いて、ベンチャーについて、産業競争力会議フォローアップ分科会の新陳代謝の担当主査であります、坂根議員より御説明願います。

(坂根議員) 資料4-2をご覧ください。

産業の新陳代謝というのは、切り口は、大きく分けて1、2に書いてありますように、まずは我々オールドエコノミー中心ですけれども、業界の再編の前に企業内の新陳代謝がないと、業界の再編は起こらないと思います。企業内の新陳代謝を起こせないというのがこの国的基本問題で、それはトップが強い意思を持てばできるわけですから、これをやることによって、業界再編への発展や大きな企業から出ていった事業で、新たなベンチャーが起こされるという面も期待出来ると思います。

一方で、ベンチャーを育てるという、切り口については、下に書いてありますように、日本の特異性というのは、何と言っても、大学も官もそうですけれども、民間企業も縦社会、自前主義です。この2つが結局人の流動性や交流を損ない、医療ロボットなどは、医学、工学、理学が知恵を結集しないとできないわけで、こういった部分で、圧倒的にアメリカに遅れをとることになっているのだろうと思います。

2ページに6点ほど具体的なことを書きました。

特に強調したいのは、地方には500億、1,000億ぐらいの中堅企業、地元に根を張った企業が沢山あるのですけれども、我々が議論をすると、経団連もそうですが、大企業もしくは中小にいきなり飛んでしまうのです。地方の中堅企業と地元大学の力を結集するという視点が欠けていないかということが1点。

2点目は、日本では大企業の役割が何と言っても大きく、いかに大企業の自前主義をオープンイノベーションにもっていくか。内部の研究開発費を使うよりも、大学、ベンチャーなど外部に使った方が有利だというインセンティブをどう付与するかということだと思います。

3点目は、日本独特だと思うのですが、間接金融の役割は本当に大きいと思います。振り返ってみると、デフレが起きた1997年以降というのは、まさに間接金融が機能不全に陥っていた期間で、今ようやく自立化してきたわけですから、ここでもう一回、かつての間接金融の役割であった、低収益をいつまでも続いているような大企業に対しては厳しく問う。また、これはと思う事業には目利き力を発揮するということが、今改めて求められているのではないかと思います。ベンチャーについて、具体的に効果のある点としては、ベンチャーに投資した配当、キャピタルゲインに対する思い切った優遇が必要ですし、個人保証の部分をいかに軽くするかといったことが具体的にないと、なかなか育たないのでないかと思っております。

(菅議員) 続いて、麻生大臣から御説明願いします。

(麻生議員) 資料6を御参照ください。

デフレ不況を脱却して、足元の景気回復を民間主導の持続的な成長につなげるためには、企業の中長期的な生産性を引き上げることが最重要課題であると思っております。そのために、企業のコーポレートガバナンスの強化などとともに、2月20日の諮問会議において指摘されているとおり、成長促進に向けた中長期の民間資金活用が重要だと存じます。

本日、私から民間資金の活用手法について提案をさせてもらえればと存じます。

2ページ目、現在、眠っている豊富な民間資金を掘り起し、3つの新たな形の民間資金供給のスキームを作るということを進めるべきだと考えております。

第一に、エクイティを活用すれば、出資先の経営に関与して、企業の思い切った選択と集中を後押ししたり、大規模な資金供給により成長を取り込む、いわゆる海外事業買収などが可能になると思っております。4ページに図で示しておりますけれども、企業の成熟段階における大規模な案件に対して、エクイティ資金というのは、極めて有用だと思います。例えば、銀行や商社等、民間主導で資金を出し合って、エクイティ投資会社を設立することが考えられると思っております。

2ページに戻っていただいて、第二に、優先株、劣後ローン等のメザニン・ファイナンスを活用すれば、成長分野で活動する事業者は、議決権の希薄化を避けつつ、スムーズに資金調達することが可能になります。競争力の強化や都市再開発などに必要なリスクマネーの供給が促進されると思っております。

第三に、中長期の民間融資の供給促進です。G20においても、インフラ向けの長期資金の重要性が指摘されております。インフラ整備に必要な中長期の固定の民間融資につきましては、金融機関を通じて供給を促進することが考えられると思っております。年央の成長戦略の改訂において、民間企業の中長期的な生産性の向上に向けた民間資金の活用について、是非こういった考え方を盛り込んでいただければと存じます。

(菅議員) それでは、御自由に御意見をいただきたいと思いますが、時間の制約もございますので、ポイントを絞り込んで、コンパクトにお願いをいたしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

佐々木議員、どうぞ。

(佐々木議員) どうもありがとうございます。

今回、民間の議員から、生産性の向上に向けて、企業再編、M&Aの促進、新陳代謝等を提言しておりますが、国内市場の成長過程では、多数の企業が共存しつつ、拡大ができましたけれども、低成長下、デフレ下、ここで成熟して、生産年齢人口の減少が始まった現下の国内市場では、アベノミクスでかじを切り直し、相応の成長実現のためには、過当競争をしてきた国内企業の再編が、先程坂根議員からもありましたように、必須だと思います。

しかしながら、既に成熟しました国内市場で、同じ顧客に類似の製品サービスで、過酷な競争をしている国内企業の再編推進には、過剰設備、余剰雇用への対応を断行しないと、実は生き残りそのものも危うくなります。国内企業がM&A等で事業を切り出す場合には、売却後に自立できるスリムな体制で送り出す必要がありまして、その際に発生する企業本体に実際に事業は残らないんですけれども、過剰設備とか、余剰人員が残ることになります。過剰設備の減損特例、余剰雇用へのセーフティネットが、今、十分でない中で、これらが国内企業の再編、海外企業への事業売却に足かせになっていると考えています。

これに対して、日本企業が、海外でM&Aを行う場合、これは新しい顧客でもあります

し、新しく成長率の高い市場を狙って、なおかつフレキシブルな労働慣行等から、相応に活発だということもありますので、これによりまして、2013年の国内企業の海外企業買収は499件、5兆2,000億円となっています。海外からの国内企業買収は149件、1.6兆円であり、その3倍ぐらいとなっているということで、これもマーケットの差があると思います。国内でお金が使われ、国内にお金が入ってくる魅力的な市場とし、さらなる生産性の向上に資する産業構造転換を促進するための企業合併、M&Aを容易にする独禁法の運用等の規則・規制改革、産業競争力の強化政策をベースとしたゼロサムでない法人税減税、過剰設備の減損特例拡大や余剰雇用へのセーフティネット構築を推進して、イノベーションを創出する環境の醸成をお願いしたいと思います。

以上でございます。

(菅議員) 橋本議員、どうぞ。

(橋本議員) 先程、西村副大臣から、イノベーション・ナショナルシステムの改革戦略、いわゆる甘利プランについての御説明がありました。御指摘いただいた点は、いずれも重要なものです、その中にイノベーションの源泉となる大学改革の推進という記載があります。これはイノベーションの観点からも、大学改革が重要との御指摘であり、これまでになかった、新たな大変重要な視点だと思います。

我が国の大学・大学院を質の高い、イノベーションの芽を出し続けることができる組織とするためには、横並び、護送船団方式から、やる気のある卓越した分野に教授ポストや研究費の再配分を思い切って行うなど、大学にとって大変な痛みをもたらす改革が必要です。このような改革の必要性を言うことは、大学人の1人として、極めてつらいことですが、残された時間はあまりありません。大学は今こそどんなに痛みを伴っても、既得権のかたまり、岩盤を切り崩さなければならないという危機感を共有し、大学改革を断行しなければならないと思っております。

本日の朝刊に、文部科学省として今国会に提出予定の法改正案に、教授会に関する学校教育法改正とともに、国立大学法人法に「国立大学改革を持続させるため、絶えず組織や運営の在り方に検討を加え、必要なら見直す」旨の附則を設け、組織改革に布石を打つと報じられておりました。この法改正も大変重要ですが、その「布石」が布石に終わって実現されなければ意味がありません。大学改革の最高責任者である下村大臣におかれましては、教授会の改革だけではなく、大学全体を見渡し、国立大学の機能の最大化の観点から、この附則の実現のためのさらなる法律改正を視野に入れた「次元の異なる改革」に継続的に取り組んでいただくよう、切にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(菅議員) 新浪議員、どうぞ。

(新浪議員) ありがとうございます。

先程麻生副総理からお話をありました、成長のために民間資金を活用するというのは、大賛成でございます。また、坂根議員からお話をあった、基本的な考え方は大賛成であり

ます。

2点お話を申し上げたいと思います。

1点はベンチャーについてでございます。残念ながらベンチャーと言うと、まだまだ有象無象と思われているのが、日本の環境だと思います。また、これに対して、目利きがないということも実態だと思います。これは鶏と卵のような関係ではありますが、民間がこういったところになかなかリスクマネーを出していかないという状況におきまして、御提案申し上げたいのは、当面5年程度は、産業革新機構を中心となって、ベンチャーに対する投資をしていただき、逆に5年後はしっかりとベンチャーキャピタルができるという姿を作っていただき、起爆剤の役割をしていただきたいと思うわけです。そして、最後は民間に任せていくということを、是非目指していただきたいと思います。

そのために1つ、まず民間から是非いい人材を登用し積極的にやっていく。1件1件ではなくて、総合的にリターンが上がればいいのではないかという考え方でリスクをとっていかないと、これはうまくいかない。

それと、国でしかできないバイオベンチャーだとか、非常に時間が長いものに対しては投資をしていく。それ以外、民間がやりたいということには、民間に任せる、こういうスタンスが必要ではないか。そして、5年後には、投資したものは、民間に売却していくことが重要だと思います。しかし、それをならしめるために、経営体制ということで、マネジメントをしっかりと見直していく必要性があるのではないかと思います。

2点目でございますが、日本の企業のR O Eの低さ、収益性の低さというのは、大変問題である。R O Eが大変低い。そのために、ある会社は1,000社の子会社を持っていましたと聞きます。1,000社の中で選択と集中をする。得意分野・成長分野に集中していけば、収益は大幅に上がります。競争力も上がります。例えばG P I Fのようなところ、機関投資家、スチュワードシップコードを用いて、物を言う株主をやる。こういう中で、中長期的にR O Eを上げていくんだ。そして、そんな中でやっていくときに、スピンドルやカーブアウトが出てくる。それを引き受ける、そういう民間資金、プライベートエクイティ、もっと大きなものを民間資金として活用して作っていく。こういうことをエクイティとして出していく。リスクをとって、民間資金でやっていくんだということが大切だと思います。そういうことで、中長期にR O Eの圧力を高め、R O Eの向上、運動的に是非やっていっていただきたい。こういうものをしばし官の主導で作れるようにしていただきたいと思います。

私自身は、15年前、ダイエーがカーブアウトしたのがローソンでございます。そして、現在は、実績としては、まあまあいい状況にはなっております。そんな中で、中心でやつてきたものですから、カーブアウトをすることによって、生産性を高め、成長を高める、この実例があると思いますので、是非ともこれを民間資金で進めていっていただきたいと思います。

以上でございます。

(菅議員) 榊原議員、どうぞ。

(榊原議員) ただいま新浪議員からベンチャー支援の提言がございましたけれども、私からもその関連で一言申し上げたいと思います。

優れたベンチャーには突出した技術とか、知財といったユニークな特徴を持っている会社が多いわけですが、これに対して、大企業の資金力、あるいは人材、事業基盤、組織力、そして対外的な信用力と補完し合うといったことで、さらに大きな発展が期待できるケースがあります。

補完の仕方はいろいろあるわけですけれども、例えば私たちの会社の事例で申し上げますと、社内ベンチャー制度というものがあって、そこから育った案件に対しまして、経営は完全に独立させながら、当社がいろんな支援、出資支援とか、信用力サポート、そういう形で、販売促進を側面支援することで、事業拡大と収益基盤の確立に成功した事例がございます。

もう一つは、高度な製造技術を持ちながら、海外展開へのリソースが不十分であった炭素繊維関係のベンチャーを私たちが買収しました。グローバルな事業展開を一気に進めるために買収して事業基盤を拡充し、結果的に事業の大幅な拡大と新規雇用の創出をもたらした成功事例がございます。

このような経験を振り返ってみると、先程麻生大臣が御指摘のように、効果的な民間資金供給促進のための環境整備、特にリスクマネーとしてのエクイティの投入、供給促進が非常に重要なポイントであると思います。大企業が目利き機能を發揮して、エクイティの形でベンチャー企業の経営に中長期的に関与するため、出資に対する配当や売却益への課税に対する優遇措置、あるいは、可能性を持ちながら資金枯渇問題を抱える研究開発型ベンチャーへの大企業からの買収による支援を促進する上で、買収企業の累積損失を活用した課税所得の削減などの、建設的なリスクマネー投資促進の施策を是非、検討していただきたいと思います。

(菅議員) ありがとうございます。

関係大臣から御回答いただきたいと思います。

山本大臣、どうぞ。

(山本大臣) 第一に、両会議の御支援をいただいたおかげで、昨年来、総合科学技術会議の司令塔機能強化、SIP、IMPACTの二大国家重点プロジェクトプログラムの創設など、科学技術イノベーション政策を力強く前進させることができたことに、改めて感謝を申し上げます。榊原議員から評価をいただいて、大変恐縮です。

しかしながら、その取組はまだ道半ばでして、世界で最もイノベーションに適した国を目指すためには、人材、資金、仕組みの各面で、オールジャパン視点で、全体最適を実現するイノベーション創出環境の構築に向けて、抜本的に取り組まなければならないと考えています。

現在、総合科学技術会議でイノベーションシステム全体の改革について審議を行ってお

りまして、その具体化を行っております。その中でも、甘利大臣の改革戦略、甘利プランを一昨日の総合科学技術会議でも御報告いただきましたが、我が国発のイノベーションをきちんと産業競争力の強化につなげていくという重要な目的を担う政策プランだと考えています。総合科学技術会議で引き続き具体化を進め、応援をさせていただきたいと思いますし、科学技術イノベーション総合戦略の改訂に反映させていく所存であり、改訂した総合戦略は、日本再興戦略の改訂に是非盛り込んでいただきたいと考えております。

第二に、将来さらに本格的な人口減少、少子高齢化、グローバル競争、エネルギー・環境制約等に直面する厳しい現実を踏まえれば、我が国が中長期的に持続的発展を実現するためには、伊藤先生がいつもおっしゃっていますが、イノベーションを基軸とする以外に選択肢はないと思っていまして、本日、有識者議員が提出されたペーぺーにあるように、イノベーション創出を支える重要な要素は、中長期の安定した投資だと考えています。マクロの経済成長及びそれを通じた財政健全化の在り方について、経済財政諮問会議が主体となって御検討されていると承知しておりますが、科学技術イノベーションの推進を国家戦略として推進している総合科学技術会議としても、今後、経済財政諮問会議とさらに連携をさせていただきたいと考えております。

(菅議員) 下村大臣、どうぞ。

(下村大臣) 科学技術イノベーション及び新陳代謝、ベンチャーについては、産業競争力会議における両分野に係る検討に際し、文科省としての検討内容を報告するなど、成長戦略の改訂に向けた検討に協力をてきてているところでございます。科学技術イノベーションについては、大学などで培われる革新的な技術シーズを迅速に産業化していくため、我が国のイノベーションの源泉となる大学改革の推進、橋本議員から先程お話がありました、今国会に大学のガバナンス改革、教授会の役割の明確化、学長選考の在り方等、法案として出す予定でございます。

また、競争的資金の改革を進めるということも含めまして、独法と大学の兼職を可能とすることなどを通し、理化学研究所や物質・材料研究機構等の研究開発法人がハブとなり、产学のかけ橋として、人材・知恵の交わる拠点として活用することや、コア技術の中核拠点とすることなどを提案しております。

加えて、大学発ベンチャーをより多く創出していく観点からは、起業家精神を持ったイノベーション人材の育成、大学等に散在する知財を集約し、強い知財、使える知財に強化する施策などを提案しております。

文科省として、経済財政諮問会議、産業競争力会議等と連携を密にとりながら、成長戦略の柱の1つである科学技術に係るこれらの施策を通じて、我が国が成長に貢献するとともに、我が国が最もイノベーションに適した国となるよう、尽力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

(菅議員) 茂木大臣、どうぞ。

(茂木議員) お手元の配付資料5「ベンチャー創造の好循環の実現に向けて」をご覧いただければと思っております。

私は、日本のベンチャーは、一部のIT企業だけではなく、既存企業の事業革新も含めた企業としての新しい取組への挑戦だと考えております。

アメリカでは世界のトップ2,000社にランクインした466社のうち、実に3分の1、154社が1980年以降設立のいわゆるベンチャー企業であり、これがアメリカ経済を大きく牽引いたしております。

日本におきましても、図の右側に例示しましたように、健康・医療であったり、エネルギーを始めとした様々な成長分野で、ビジネスイノベーションの創造者としての役割が期待されております。

そこで、ベンチャー創造の好循環の実現に向けた取組につきまして、簡潔に3点申し上げます。

2ページ目をご覧ください。まず1つは、日本経済全体でのベンチャーの創造であります。先進的な取組をモデルとして紹介し、ベンチャーと大企業の出会いの場を増やすため、ベンチャー創造協議会の創設等に取り組んでまいります。

2番目は大胆な制度改革であります。政府調達におけるベンチャー活用の推進、税制措置であります。これは先程坂根議員も強調されていた点であります。これを始めとして、ベンチャーの飛躍的な成長を実現するための制度改革に取り組むことが必要であります。

最後3点目は、人材、挑戦するベンチャーを支える意識改革・起業家支援であります。ベンチャーの裾野を広げるため、初等教育から起業家教育を進めます。また、挑戦を後押しする社会意識を醸成するため、ベンチャー表彰制度による意識改革にも取り組んでまいりたいと思っております。

以上3点を強調させていただきまして、私の説明とさせていただきます。

(菅議員) ありがとうございました。

各議員の皆さんからいろいろと御指摘をいただきました。イノベーション政策については山本大臣、ベンチャー政策については茂木大臣のもとで、年次骨太方針の策定及び成長戦略の改訂に向けた検討を進めていただきたいと思います。

それでは、産業構造調整に関する議題は以上としたいと思います。

ここで、山本大臣、榎原議員、坂根議員、橋本議員は、御退席となります。

(関係大臣、競争力会議民間議員入退室)

○戦略的課題（社会保障制度、健康産業）【経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議】

(菅議員) 続いて、社会保障制度、健康産業について御議論いただきます。

まず伊藤議員より御説明を願います。

(伊藤議員) ありがとうございます。

資料7-2を使って、お話をさせていただきたいと思います。

2ページは飛ばして、3ページです。これは社会保障と経済の関係を見るために、2つの点を強調しております。

1つは、現状で企業の負担がどうなっているかということに関して、各国との比較を見ますと、社会保障保険料の負担は、ほぼO E C Dの平均並みである。ただ、法人税負担率はO E C Dの平均よりは、少し高くなっているということが書いてあります。

右側は、65歳以上の方の就業率が非常に高い県では、10年後の後期高齢者医療費が非常に低くなっているということが、顕著な形で右下がりで出ておりまして、そういう意味でも、高齢者の生涯現役の賃金・雇用制度を改革するということ自身が、医療費を抑える上で非常に重要であるということだと申し上げたいと思います。

4ページをご覧いただきたいと思います。ここで申し上げたいことは1つで、それは診療報酬とか、あるいは薬価についての仕組みを、もう一度、きっちと作っていくということでございまして、具体的に2つ例が書いてございます。

薬価につきましては、2年に一度ではなくて、毎年市場価格に合わせて調整していくと、過去7年で、累積で0.7~0.8兆円ぐらい、効率化が期待できたのではないかという計算結果もございます。

診療報酬につきましては、今、部分的にはサービスの原価検証をしているわけですが、重要な公共料金的な側面があるということで、より踏み込んだ費用評価、徹底した査定を実施すべきだと考えております。

5ページですけれども、下の左側のグラフを見ていただきたいと思います。これは後期高齢者の方の1人当たりの医療費で、麻生大臣がいるのに申しわけないですけれども、福岡は岩手の約1.6倍ということで、地域によってかなり大きな差があるということです。これは小さいからいいとか、大きいから悪いということではないんですけども、この差をむしろ利用して、地域間を比較することによって、日本の医療費を抑え込むことが可能ではないか。

具体的には上に書いてありますけれども、都道府県ごとにベストプラクティスをベンチマークとして、るべき医療需要をしっかり目標として立てて、それに向けてP D C Aマネジメントをしっかりしていく。

そのためにも、6ページは、昨年5月に我々から出させていただきました、I C Tを使った医療の情報の収集の話が書いてあります。こういうものをしっかり使ってやっていくことが重要だと申し上げたいと思います。

ついでに5ページの右側の下に書いてございますけれども、仮にでございますが、一番医療費の低い5県にもし全国が合わせることができるとすると、それだけで2兆円程度の後期高齢者医療費を削減できるということで、そういう意味でも、地域間の比較を促すことが重要だと思います。

最後に7ページです。これは前回ここで申し上げさせていただきました、年金の財政検証について紙に示したものでございますので、これは後ほどご覧いただければと思います。以上です。

(菅議員) 次に産業競争力会議の増田議員より御説明願いします。

(増田議員) 資料8をご覧いただきたいと思います。

1月の検討方針に盛り込んでいただきました項目、4つ書いてございます。先月、分科会で議論をいたしました。そのポイントを示してあります。

第1の柱でありますが、効率的で質の高いサービス提供体制の確立であります。

具体策として(1)に書いてありますとおり、医療・介護と一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度の創設を提案しております。これによって、医療・介護サービスの質が高まりまして、患者・利用者のためになることに加えて、いわゆる医療機器等の調達の合理化など、経営の効率化が図られます。

また、フィットネスクラブ等の民間事業者との共同事業で、公的保険外のヘルスケア産業の活性化につながるということで、早急に制度を実現・具体化すべきと考えています。

医療イノベーションや国際展開推進のためにも、総理が1月にダボス会議に御出席されたときにも言及されておられましたが、いわゆるアメリカのメイヨー・クリニックのような、大規模医療法人が我が国でも生まれるようにすべきだと思っております。

(2)に書いてありますが、岡山大学学長に来ていただきまして、分科会でプレゼンをしていただきました。大学病院を別法人化した上で、自由度を高めた上で、非営利ホールディングカンパニー型法人によって、近隣の公的病院を統合するという提案で、今、岡山県で動いております。大学設置基準の見直しなど、この実現に必要な規制改革を行うことを年次改訂成長戦略で決めるべきと考えております。

このほか(3)にありますような、医療品質情報のさらなる開示等に取り組んでいく必要がございます。

2番目の公的保険外のサービス産業の活性化です。国民の健康寿命を延伸するために、さらには健康予防サービスを積極的に使いたいという人々の需要を喚起するために、個人、保険者及び経営者に対する健康増進や予防への強いインセンティブを与える制度を導入すべきだということで、要は特定検診を受けているかどうかですかとか、禁煙セミナーへの参加ですかとか、運動プログラムへの参加といったことで、保険料を増減させるなどの制度を導入する、インセンティブを与えるということです。

それから、特に保険者については、後期高齢者支援金のめり張りのつけ方の強化、経営者に対してはコーポレートガバナンスに関する報告書、東証への提出などがございますが、それで従業員等の健康管理、予防への取組の規制を促すなどの措置について実現すべきであります。これによって、大いなるインセンティブが付与されるのではないかと思います。

3番目が保険給付対象範囲の整理・検討でありまして、公的保険の給付対象範囲の在り方について、国民皆保険の理念を踏まえながら、多様な患者ニーズの充足、医療産業の競

争力強化、医療保険制度の持続可能性等の要請により、適切に対応できる仕組みを検討すべきだと思います。

再生医療・医療機器の先進医療評価の迅速化、費用対効果の低い医療技術等について、継続的に保険外併用療養費制度が利用可能となるような仕組みの検討、選定療養の対象拡充等について、実現すべきであると思います。

最後に医療・介護のＩＣＴ化であります。医療・介護・健康分野にまたがる情報の連携や利活用を促進して、ヘルスケア産業の活性化や医療イノベーションを推進すべきと考えております。

このため、医療情報の番号制度の早期導入のための環境整備の加速化などに取り組んでいく必要がありますので、厚労省をはじめ、関係省庁には是非前向きな検討をお願いしたいと思います。

そのほか、1月にまとめた検討方針に盛り込まれた施策についても、関係省庁におかれて、実現すべく取り組んでいただきたいと考えております。

以上であります。

(菅議員) 続いて、各大臣から、現在の検討状況について、御説明を願います。

田村大臣、茂木大臣の順で御説明を願いますけれども、時間が押していますので、できるだけ簡潔にお願いします。

(田村大臣) 資料9をご覧いただきます。

産業競争力会議からは、昨年12月の医療・介護等分科会の中間整理でありますほか、本年1月の「成長戦略強化のための今後の検討方針」におきまして、医療・介護等の成長戦略について指摘を受けておりました。本日はこれらの産業競争力会議の指摘を踏まえた上で、国民の健康寿命を延伸する社会を実現するための具体的施策として、厚生労働省として取組を検討している事項について、御説明を申し上げます。

2ページ目をご覧ください。地域で医療や介護サービスを包括的に提供することができるよう、複数の医療法人や社会福祉法人等を束ねて一体的に経営することを可能とする、非営利ホールディングカンパニー型法人制度については、まず医療法人制度において、その社員に法人がなることができることの明確化を図りたいと思います。また、制度の具体的な内容についてさらに検討を進め、平成26年中に結論を得るとともに、制度上の措置を平成27年中に講ずることを目指します。

次に3ページ目をご覧ください。健康増進や予防への取組を促すためのインセンティブにつきましては、医療保険加入者個人の自助努力を促すため、保険者が加入者に対して、ヘルスケアポイントの付与、現金給付などを選択して行うことができる取組を促進してまいりたいと考えております。

また、後期高齢者医療への支援金の加算・減算につきましても、関係者の意見や特定保健指導の効果検証等を踏まえ、今後、具体策を検討してまいりたいと考えております。

さらに糖尿病が疑われる方などを対象として、ホテル・旅館等を活用して、滞在型の新

しい保健指導プログラムを開発し、その普及促進を図ってまいりたいと考えております。

4ページ目であります。保険外併用療養につきましては、安全性・有効性の確保や国民皆保険を堅持した上で、保険外併用療養の評価の迅速化を図ることが必要だと考えております。

このため、重篤な患者が医療上の必要性の高い国内未承認の医薬品等を迅速に使用できるよう、保険外併用療養費制度上の仕組みを検討してまいりたいと考えます。

5ページ目をご覧ください。医療・介護のＩＣＴ化につきましては、医療情報連携ネットワークの普及促進や情報分析と利活用の高度化を進めるとともに、医療情報の番号制度の導入を検討してまいります。

このほか、6ページ以降でありますけれども、厚生労働省で独自に検討している事項や、その他、産業競争力会議から指摘を受けた事項への対応をまとめておりますが、時間の関係上、説明は省かせていただきます。

引き続き、成長戦略の改訂に向けて、さらなる具体的な内容の検討に取り組んでまいります。

以上でございます。

(菅議員) 茂木大臣、お願いします。

(茂木議員) 資料10、医療・介護分野における公的保険外のサービス産業の活性化について説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をご覧ください。左下のグラフに示しましたように、高齢者になってからの慢性期医療と関係の深い生活習慣病関連の医療費が約9兆円あります。これを現役時代の公的保険外サービスの活用に大きくシフトすることによりまして、国民の健康増進、医療費の削減、さらに新産業の創出の一石三鳥を実現することができるわけであります。既に右側に示したような具体的な成功事例も出てきております。

資料の2ページ目をご覧ください。公的保険外サービスの創出のための取組を3本柱として進めていきたいと考えております。

1本目の柱は、事業環境の整備であります。グレーゾーンの解消につきましては、2月に企業からの申請に基づきまして、スポーツクラブでの運動指導と薬局での簡易な血液検査につきまして、規制の対象とならないことを明確にしました。

2本目の柱は、健康投資の促進であります。企業の健康経営への取組に関する評価指標を設定するとともに、健康活動に前向きに取り組む健保への財政的インセンティブが重要であると考えております。

最後の柱は、健康サービスの品質の見える化であります。ユーザーが安心して健康サービスを利用できるように、ニーズの高い運動指導サービスにつきまして、民間認証機関によります品質認証を先行的に実施することにしたいと考えております。

以上です。

(菅議員) ありがとうございます。御意見をいただくわけでありますけれども、できるだけコンパクトにお願いをいたします。

まず、下村大臣。

(下村大臣) お伺いしている、森田学長が提案されている岡山大学附属病院と大学とは別法人化し、同病院を中心として近隣病院を包含した岡山大学メディカルセンターを構築するという御提案に関しては、非常に意欲的な構想であり、解決すべき課題について検討を行ってまいりたいと思います。

具体的には、大学附属病院の非営利ホールディングカンパニー型法人への参画に関し、大学附属病院は大学全体の理念・使命に基づき、教育・研究・臨床を一体的に行うことが必要であり、それをどのように担保するか。また、大学附属病院の別法人化の法人形態をどのように考えるかなど、様々な論点について今後、岡山大学の御意見を伺いながら検討が必要と考えております。

非営利ホールディングカンパニー型法人制度の制度設計については、厚労省、総務省などの制度所管省庁を始め、関係者がオールジャパンの体制で検討を進めることが必要であります、文科省においては岡山大学の構想の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

(菅議員) 麻生大臣。

(麻生議員) 先程、伊藤先生のほうからの提言の中に、保険者機能の強化と医療システム目標の導入、さらには医療介護情報のICT化という御提言がありましたが、これらは相互に関係しておりますので、医療費の効率化につながる、これは極めて重要な話であって、次回の経済財政諮問会議で私の方から具体的に提案したいと思っておりますので、ちょっと見ておいてください。

以上です。

(菅議員) 高橋議員、お願いします。

(高橋議員) 今、麻生大臣がおっしゃったことと全く関連しますけれども、私は別の観点から申し上げたいと思うんですが、私の聞くところでは、2割の重症化した患者が日本の医療費の8割を使っていらっしゃると伺います。先程慢性期にならないようにということがございましたけれども、慢性期になって症状が悪化してしまうと大変なことになる。したがって、悪化させないようにするマネジメントが必要で、いろいろな観点があると思います。

セルフメディケーションということもあると思いますが、個人の管理ということもあるでしょうし、あるいは民間のサービスの提供など、いろいろな観点があると思います。この点が別の形で表れているのが、地域医療の1.6倍の格差ではないか。重症化する前の医療マネジメントがうまくできている地域というのは、結果的に医療費が安くなっているの

ではないかと思いますので、そういう意味でも地域の格差に着目した医療体制の改革を是非ともお願いしたいと思います。

(菅議員) どうぞ、簡潔にお願いします。

(新藤議員) 今の問題に極めて関連するのですが、医療福祉のＩＣＴ化をやっていこうではないかと。そうすると今すぐ急がなければいけないのは、その共通フォーマット化なんですね。それぞれが別々のシステムを作つて、自分たちの管理表を作つてしまっているわけです。それは連絡させようにも、後でそろえられないんです。ですから、一刻も早く共通基盤を作つて、それに参加する人たちを募つていかないと、実はＩＣＴ化はできない。逆にかえつて混乱してしまう。それは地域包括ケアも、やはり予防をやつているところは介護保険料が下がつています。

ですから、有効なんですけれども、それを医療から福祉まで連携させるためには、いろいろな人が参加してきても、それを共通で見られる基盤を作る。このルールを早く決めないと、これはやればやるだけ混乱が増していくと。ここは是非考えていきたいと思っております。

(菅議員) 新浪議員。

(新浪議員) ありがとうございます。公的保険外のサービス産業は大変、これはベンチャーだとか新しい事業を興すためには大変重要だと思います。キーワードは、私は「健康経営」という、この茂木大臣のお話だと思います。企業で働く人たちの健康増進や予防の取組は産業競争力の源だと思います。これは国家戦略として、是非、経営モデルとして進めていくべきではないか。「健康経営」という新しいワーディングを広めていくと。その中で日本発の世界へのメッセージとしてグローバルスタンダードにしていくと。こういうことで経営のコンセプトはこういうふうにしていくべきではないか。日本が始めていく。

最近、この間、新聞にも出ていますが、アベノミクスで賃金や年収が上がつていく。いい雰囲気になってきたと。一方で、健康保険料が大企業を調べますと、9%弱と大変高い。これがどんどん上がつていくということで、せっかく賃金が上がっても企業の競争力やいわゆる社員のモチベーションを考えたら、ここに手を打たなければいけない。そういう意味で、是非とも上がるトレンドをいかに打破していくかということで、「健康経営」を進めていく。これが大変重要だと思いました。

1つ目が、先程茂木大臣がおっしゃった、なでしこ銘柄ではありませんが、「健康経営」銘柄というのを本当に作つていく。そして、アニュアルレポートに記載をしていく。こういうことによって助長していくのが健診サービスだとか健康指導、食事指導等々、新しい事業が出来上がっていく。こういうことが出来てきて、そこで産業競争力強化法を使い、または産業革新機構のファンドを入れ、こういったことでどんどん新しい事業が生まれてくる。ここは是非とも「健康経営」に基づいて、やっていくべきだと思います。

また、2点目が健康保険料を是非とも企業の健保が上下ある程度自由にできるように、例えば、たばこを吸う人は保険料を高く取るとか、申し訳ございません、私は吸いませんので、是非ともこういうようなこと。ここには是非、企業の自由度。

3つ目が、ここには実は看護師だとか健康管理士だとか、女性の就業がすごく多いところです。ですから、この事業を始めることによって、より女性が社会進出にものすごく意味がある分野ありますので、是非ともこれを事業化することによって、そして、また、お医者さんや看護師の皆さんと一緒にになってやるWin-Winができる産業があります。エクスクルージョンではなくてインクルージョンということで、是非ここを進めていっていただきたいと思います。

以上でございます。

(菅議員) 岡議員。

(岡議員) 規制改革会議の議長の立場で2点申し上げます。

1点目は、今、話題になっている公的保険外のサービス産業の絡みですが、既に昨年の答申で出し、「規制改革実施計画」に盛り込まれている項目の1つに、機能性食品の表示の緩和改革というのがございます。これは今、農水省、厚労省、消費者庁の3省庁で検討を進めていただいておりますが、これをやることによって健康増進につながります。また、そういう食品開発をしている産業を、これは農業も含めてなんですかけれども、大変活性化するのではないかと思いますので、引き続き関係省庁では、このテーマについてフォローしていただきたいということを申し上げます。

2点目は、保険外診療のお話でございます。規制改革会議では昨年の秋以降、保険外併用療養費制度の改革について、厚労省や関係団体と議論を重ねまして、昨年の暮れに改革の方向を示し、3月には選択療養の創設の提案を行いました。後ろの方の資料にこの提案の内容があります。

保険外診療を併用しても、できるだけ保険給付が受けられ、保険診療に関わる経済的負担が治療の妨げにならないよう、困難な病気と闘う患者の治療の選択肢を拡大することを主眼としたものであります。このような観点から国民皆保険の維持を前提としつつ、現行の保険外併用療養費制度の枠内で実現可能で、なおかつ患者のニーズに迅速に応える、患者、国民にとって優しい改革案として提案をさせていただきました。

本日も会議を開催しまして、安全性・有効性の確認や患者に対する情報提供の在り方等について議論を深めたところでございます。本日の規制改革会議で議論した内容については、これもお手元の後ろの方の資料に配付させていただいております。

今後、更に検討を加え、厚労省等とも意見交換をしながら、年次に取りまとめる規制改革に関する答申に提案を盛り込んでいきたいと考えております。田村厚生労働大臣を始め、産業競争力会議の関係各位の御協力を是非お願いしたいと思います。

以上でございます。

(菅議員) 長谷川議員。

(長谷川議員) ごく簡潔に申し上げる。前向きに取り組む健保への財政的インセンティブが重要であるということについては、賛成するものでありますし、増田主査が提案されたことについても全面的に賛同しますが、インセンティブと同時に、できましたら、もちろん企業側はCSRレポートで書いたりとか、そういうこともできるだけ積極的に取り組みますが、どちらの官庁の所管になるかは知りませんけれども、背景にあるベストプラクティスをできたら表彰でもしていただきたい、それが他の保険者等にも周知できれば、それを見た他の健康組合が是非うちでもやろうということになると思いますから、そういうことを一度考えていただきたいというのが1点。

それから、医療介護事業者の生産性向上について、産業競争力会議・医療介護分科会の中間報告にもまとめられておりますが、自治体病院などの公的・公設病院への補助金等が年間1兆円以上あります。その中で、国立病院についてはDPCデータ等を活用した経営効率化を図って、今ではほとんど補助金なしでやっておられるということであり、自治体立病院でも同じようなコンセプトを適用していただき、ベストプラクティスをシェアすることで、効率性を図るということを是非御検討いただきたい。

それから、もう一つだけ。介護報酬につきましては、要介護度が高ければ報酬が高くなるために、要介護度を改善する、下げていくというインセンティブが働かない。これについては厚労省でいろいろ具体的にどうすればいいかということを御検討いただいていると思いますが、是非インセンティブと結びつけることによってWin-Winの環境が作れるような何か制度をお考えいただければと思います。

以上でございます。

(菅議員) 佐々木議員。

(佐々木議員) ありがとうございます。医療の質と量の改革の必要性について少しお話したいと思うのですけれども、2010年の医療費の支出の対GDP比では、日本は9.6%、スウェーデンは9.5%で、ほぼ同等でございます。しかしながら、日本はスウェーデンに比べて人口当たり約半分の医師の数、5倍のベッドを抱えて、6倍の入院患者、6倍の外来者に対応して、薬剤費も倍になっているのです。だから、日本とスウェーデンでは質と量が大きな開きがあるように見えます。

また、60歳以上の高齢者で自分は健康だと言っている日本人は65.4%、それに対してスウェーデンは68.5%、これもほぼ同等です。けれども、月に1回以上、医療サービスを受けている人は、日本では61.6%、スウェーデンは14.6%、これは4倍も違います。だから、やはり今後の医療費の伸びの抑制には、不効率な量を減らして、有効な質を向上させていくことが必須でありますし、病床数の適正化はもちろんのこと、過剰な入院、過剰な外来、過剰な投薬、これを抑制していく必要があると思います。

医療費の増加にやはり対応していくためには、不効率な量の減少に向けた自己負担、その在り方。必ずしも10%、20%にするのではなくて、そういう在り方。特に高収入の高

齢者、ジェネリックを使用しない場合の自己負担の在り方等。こういうのも海外の例を参考にして改革を進めていく必要があると思います。

以上です。

(菅議員) 関係大臣、田村大臣、稻田大臣から御回答願います。

まず、田村大臣。

(田村大臣) 後にしゃべるほうがしゃべりやすいような気がいたしましたものですから。いろいろと御意見をいただきました。保険外併用療養、選択療養というような話でございましたけれども、これは今いろいろと調整をさせていただいております。いずれにいたしましても、方向性は同じでございましたので、必要とされておられる患者の方々がなるべく早く保険外併用療養の形の中でアクセスできるようにということで、我々もこれから更に詰めさせていただきたいと思います。

何か表彰制度をという話がございましたが、これは考えながら、両省一緒にやるかどうかは別にいたしまして、やってもいいですね。検討させていただきたいと思います。

医療の削減の話は我が省の中でも今やっていまして、健康づくり推進本部というのを作っております。どうやれば予防、健康管理、これが進むかということで、今プランを作っております。工程表を作って、それにのっとって医療費をかなり削減ができるような、これは医療と介護でありますけれども、そういうことを今、発破をかけておりますので、そういうものも含めて、高齢者の方々はあまりにも病院に行き過ぎているというお話をございました。そうならないような対応というものをしっかりと考えていくたいと、このように思っております。

以上でございます。

(菅議員) 稲田大臣。

(稻田大臣) 先程岡議長から説明がありましたように、規制改革会議が提案しております選択療養制度は、困難な病気と闘う患者の個別ニーズに対応して、国内未承認薬等を患者視点で迅速に使用できるようにするために、保険外併用制度の中の一制度として新たに創設を提案しているものでございます。

現在、規制改革会議でこれを具体化するための検討を重ねていただいているところです。厚生労働大臣はもとより、産業競争力会議の関係者一体となって、この問題に前向きで積極的な対応をいただくよう、私からも強くお願ひをいたします。

(菅議員) ありがとうございます。ここでプレスを入室させます。

(報道関係者入室)

(菅議員) それでは、ここで総理から御発言をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(安倍議長) 持続的な成長を実現するためには、生産性の抜本的な向上が不可欠であります。その鍵は、起業の活発化や産業の新陳代謝、イノベーションの創出、それを支えるリスクマネーの供給であります。

このため、本日出された提案を踏まえ、起業・開業手続のワンストップ化、政府調達優遇などによるベンチャー企業支援、イノベーションを競争力強化につなげていく新たなシステムの具体化、豊富な民間資金を中長期の成長資金として活用する方策について、関係大臣で協力して案をまとめていただきたいと思います。

国民の健康長寿へのニーズと社会保障の持続可能性を両立させるためには、公的保険によるサービスの合理化・効率化とともに、保険外サービスの活性化を図ることが重要であります。

このため、本日出された提案を踏まえ、保険者の収支改善努力と個人の予防、健康増進活動を促す仕組みの具体化、そして、大学病院の別法人化を含め、医療介護サービスを効率的・総合的に供給する、新たな法人制度の実現方策、そして、困難な病気と闘う患者さんが未承認の医薬品等を迅速に使用できるように、保険外併用療養費制度の仕組みを大きく変えるための制度改革について、関係大臣で協力して案をまとめてもらいたいと思います。

社会保障給付の一層の合理化・効率化については、医療・介護情報のＩＴＣ化の利活用を含めて、次回の諮問会議で更にしっかりと議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

(菅議員) プレスは退室願います。

(報道関係者退室)

(菅議員) 本日の議論を踏まえまして、関係大臣にはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

本日の合同会議はここまでといたします。下村大臣、稲田大臣を始め、関係の方は御退席願います。

(産業競争力会議関係者退室)

(米倉経団連会長、三村日商會頭、古賀連合会長入室)

○経済の好循環実現に向けて

(菅議員) 本日は経団連の米倉会長、日商の三村会頭、連合の古賀会長に御参加をいただいて、賃上げに向けた成果と今後の取組について御議論をいただきたいと思います。

まず、米倉会長から御説明をお願いします。

(米倉経団連会長) 本日は発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。経団連は毎年、春季労使交渉における経営側の基本スタンスを取りまとめて、「経労委報告」として発表いたしております。

今年は政労使会議の共通認識を踏まえまして、アベノミクスによる企業収益の拡大を従業員に適切に配分する重要性を訴えて、会員企業に理解と協力を求めてまいりました。

本日、経団連は月例賃金の引上げ状況について、第1回目の集計結果を発表いたしました。これまでの回答が出ております大手企業134社のうち、平均額が判明している41社、約23万人の数字をまとめたものでございます。お配りしている資料11の1ページをご覧になっていただきたいと思います。

資料の1ページ、右下の全産業平均をご覧いただきますと、引上げ額は7,697円、アップ率は2.39%と大幅な引上げとなっております。これは、ここ数年と異なりまして、多くの企業が定期昇給などに加えて、ベースアップを実施すると回答したことが大きく影響しております。この結果につきましては、企業労使が経団連のメッセージを真摯に受け止めていただき、デフレからの脱却と経済の好循環の実現というマクロ的な認識を共有しながら議論を尽くしていただいたことが良く表れていると感じております。

経団連の集計結果の経年的な推移を示したグラフが2ページ目にございます。リーマンショック以降は厳しい経営環境が続いておりましたので、賃金の引上げ額は5,800円前後、アップ率は1.8%台で推移してきました。今回、引上げ額が7,000円を超えたのは1998年以来のことですございまして、16年ぶりの高い水準となっております。

ボーナスの状況につきましても、来月以降に集計・公表する予定でございますが、これまで各企業が示しました回答を見ますと、昨年を上回る水準や、組合要求に満額で回答しているところが目立っております。決算後に支給額が決定する業績連動方式の企業においても昨年よりアップするところが多いと見込まれております。夏のボーナスの大幅な増加は、消費税率引上げによる反動減の解消と経済の成長軌道の回復に大きく貢献するものと期待いたしております。

今後、重要なことは、こうした経済の好循環を一サイクルで終わることなく、持続的な経済成長の実現に向けて、企業収益の改善が継続的に実現できるよう取り組むことでございます。そのためには、激化するグローバル競争の中で、我が国企業が外国企業とイコールフットティングでビジネスを開拓できることが極めて重要であり、政府におかれましては、法人実効税率の引下げや大胆な規制改革などを迅速かつ確実に実行されますよう、改めてお願い申し上げます。

私からは以上でございます。どうもありがとうございました。

(菅議員) 続いて、三村会頭から御発言をお願いします。

(三村日商會頭) 政労使会議での共通認識の取りまとめを踏まえて、春闘において、今、御説明があったように、大企業を中心にベースアップを含めて賃上げがなされたことは大変結構なことだと思っております。

中小企業については、現在、交渉中の企業が多く、日商でも賃金改善状況を調査しているところでありまして、4月末頃に結果を公表する予定でございますけれども、1月に行った調査では中小企業の約4割が賃金を引き上げる予定としておりまして、賃上げの傾向は中小企業にも広がりつつあると理解しております。1月時点では「賃上げは未定」としている中小企業も4割あったわけなので、より多くの中小企業が賃上げに向かっていくことを期待しております。

しかし、先行きに対する中小企業の懸念もあることを指摘しておきたいと思います。3月の私どもの景気動向調査では、4－6月の先行き見通しDIはマイナス28.2と、これは大幅に落ち込んでおります。日銀短観では中小企業の先行き見通しは、製造業でマイナス6、非製造業でマイナス4と比較的低いレベルでございましたけれども、私どもの調査対象先は日銀短観より規模の小さい中小企業が多いということで、より厳しい見通しを持っているということを指摘させていただきたいと思います。

これは消費税の価格転嫁あるいは電力料金の上昇分の転嫁など、企業規模による転嫁能力の違いが表れているのだと思っております。消費税の価格転嫁については、政府においても万全の態勢を敷いていただいていると存じます。これについては心から感謝を申し上げます。商工会議所でも全国で5,800回を超えるセミナーの開催、3,500人ぐらいの経営指導員がいるんですけども、52万件を超える相談に応じているところであります。中小企業の売上高利益率は平均2%であります。消費税の3%を上げるかどうかというのと利益のプラスマイナスを左右する重大問題でございます。私どもも引き続き、最善を尽くしていきたいと思いますけれども、政府におかれても転嫁を促進する仕組み、これを今後とも強力に進めたいと思っております。

一方、電力料金につきましては、再値上げの可能性も含めて強く懸念しているところであります。東京電力による値上げの際には、管内の関連企業に実施した調査では、製造業を中心に95%の中小企業が値上げ分を転嫁できなかったわけでありますので、値上げによる経営不安を是非とも原発の再稼働等々で早く取り除くことを目指していただきたいと考えております。

アベノミクス効果により、日本はこれまでのデフレ均衡から価格上昇下の正常均衡に移りつつあると思います。ファンダメンタルズでも失業率、求人倍率、鉱工業生産など、どれをとっても指標は上向いております。その後のいろいろな情報でも全体のトーンからすれば、4－6月期は落ち込むかもしれませんけれども、それは想定の範囲内で、全体の勢いの中で吸収していくのではないだろうかと、このように期待いたしております。

賃上げを含めて経済の好循環の流れを絶やすことのないよう、先行きに対して希望の持てる環境を是非とも整えていただきたい。そのためには私どもの方もできるだけ尽力していきたいと思います。

以上であります。よろしくお願いします。

(菅議員) 続いて、古賀会長から御説明をお願いします。

(古賀連合会長) ありがとうございます。お手元の資料12に先行組合の回答内容を中小企業などに波及させるべく、14日の12時時点の平均方式の賃上げ回答状況を集計しました。資料として配付していただいておりますので、是非御参照ください。

この時点で回答を引き出した組合は、例年以上に増加をしております。具体的には、プラス196組合、組合員数は約42万2,000人、前年より増えております。また、平均方式が2%を上回ったのは1999年以来のことです。

賃上げについては、全ての組合が月例賃金の引上げ、底上げ、底支え、格差是正にこだわり、労使交渉を重ねてまいりました。これまで長きにわたり一定水準に張りついたままの賃金レベルを具体的に引き上げることができたことの意義は、極めて大きいと思っております。現段階では我々の要求の全てが満たされたというものではありませんけれども、労使での真摯な交渉を積み上げた結果として、月例賃金の引上げに有額回答が示されたことは、今後につながる成果と認識をしております。

しかしながら、デフレ脱却の鍵は雇用労働者の7割を占める中小企業で働く仲間、そして、約2,000万人の非正規労働者の底上げ、底支え、格差是正が進むかどうかにかかっていると思います。現在もまだ全体の60%の組合が交渉を続けており、今後の賃上げの波及状況の結果が出なければ、全体の評価はできないと考えます。また、経済の好循環に向けた取組は今年だけでなく、来年、再来年と持続的になされなければならないと思います。その上で3点の意見、御要望を申し上げます。

まず1点目は、新しいサイクルでの好循環は、堅い内需に支えられた経済社会の実現が不可欠であり、そのためには雇用不安や将来不安を払拭する必要があります。しかし、残念ですけれども、政府の各種会議で規制緩和と称して労働者保護に関するルールを改悪するかのような議論は、好循環実現の方法と矛盾しているのではないかと思います。

2点目は、むしろ今やるべきことは、能力開発や職業訓練の充実、あるいは公契約を含む公正な取引環境の環境整備、加えて、非正規労働者の均等・均衡待遇や社会保険の適用拡大、あるいは所得再配分機能の強化などの政策に力を入れて、そして、好循環に向けたマクロの環境整備に取り組むことだと考えます。

最後に3点目は、昨年末の政労使会議では、賃金上昇のみならず、中小企業、小規模事業、また、非正規労働者の件についてもまとめられました。生産性向上と人材育成についても、その項目としてあったわけでございます。そのフォローも含めて、このような社会対話の場は継続することを要望し、意見といたします。

以上でございます。

(菅議員) 高橋議員から御説明をいただきます。

(高橋議員) ただいま御報告がありましたとおり、今年の春闘では月例賃金の賃上げ率が2.20%と近年にない賃上げの動きとなっております。また、一時金は前年同期比で0.57カ月分の増加となっております。これを単純に計算しますと、年収を約3.4%押し上げる効果があると思います。

こうした結果に見られるとおり、今般の賃上げの状況は政労使会議のもと、長年のデフレの中では、賃金は引き上げられないものという労使双方の意識を大きく転換した点で高く評価できるのではないかと思います。

競争力の強化、生産性の上昇、企業収益の拡大、その結果として、更なる賃金上昇や雇用拡大がもたらされ、それが更に消費の拡大や投資の増加に結びついて、そして、企業収入の拡大をもたらすという考え方の下で、好循環に向けた労使の更なる取組を期待いたします。

今後でございますけれども、昨年の政労使合意に盛り込まれた取引価格の適正化、非正規雇用労働者のキャリアアップや処遇改善に向けた取組、生産性の向上と人材の育成に向けた取組、こういった点を中心に経済財政諮問会議でフォローアップを行うべきだと考えます。

加えまして、持続的な経済の好循環を実現するための賃金の在り方の検討、そのほか、グローバル競争の激化や今後見込まれる労働需給の逼迫といった環境変化の中で、女性、高齢者など多様な人材を活用、あるいは正社員の働き方の改革、労働移動の在り方、こういった点について労使間で認識の共有を図るとともに、双方にとってメリットのある新しい労働市場、労使関係を築いていけるように、必要な取組について、今後とも労使が真摯な議論を行うべきではないかと考えます。

以上でございます。

(菅議員) 御意見のある方、経済産業大臣。

(茂木議員) 経済産業省としても、賃上げの状況についてフォローアップ調査を行っているところでありますて、まず大手企業約1,800社につきましては、既に調査票を送付して回収が進んでおります。来月には結果を公表したいと思っておりますが、中間的に集計したところによりますと、昨年はベースアップを実施した企業が約8.6%、1割以下でしたが、今年は4割を超える企業がベースアップを実施したと、そういう回答を得ているところであります。

一方、中小企業・小規模事業者に対するフォローアップ調査も行う予定であります。これらの企業は先ほど三村会頭の方からもお話がありましたように、大企業の春闘の結果等々も踏まえて賃金交渉が行われることでありますて、その動向を注視したいと考えておりますが、7月頃には中小企業に対しても数万社にアンケート調査を行い、その結果を公表したいと、このように考えております。

以上です。

(菅議員) 厚生労働大臣。

(田村臨時議員) 労使の皆様から御説明がありましたとおり、政労使の共通認識等も踏まえ、労使間で真摯な議論が行われ、このような賃金上昇の動きが出ていることは歓迎をいたしたいと思います。現在多くの企業の労使間で真摯な議論が行われていると認識をしておりますが、経済の好循環実現に向け、企業の規模や雇用の形態を問わず、賃金上昇

の動きが広がっていくことを期待いたしております。厚生労働省といたしましても、非正規雇用労働者のキャリアアップ、また、処遇の改善を図るなど、経済の好循環の実現のための環境整備に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

(菅議員) 麻生大臣。

(麻生議員) 政府としても所得拡大促進税制の拡充などの環境整備を進めさせていただいたのですが、今回の賃上げの流れというのは、経済界・労働界の皆様方が経済の好循環実現のために危機感を共有して、真摯に議論をしていただいたお陰だと思っております。度胸を決めて前向きに踏み出していただいた企業も多いと、私は周りを見ながらもそう思うのですが、その結果、全体として先程から御報告になっておりますとおりに、近年にない規模の賃上げが実現しつつあることに心から感謝を申し上げたいと存じます。

また、米倉会長、三村会頭、古賀会長に御参加をいただきて作り上げさせていただきました政労使会議での共通認識というものも、これはマインドの変化にある程度、役立ったのではないかと思っております。しかし、今年は我々のやっておりますアベノミクスにとりましては、まさに正念場の年になります。デフレ不況からの脱却、経済再生のために気を緩めるのはまだ早いのでありますて、今後とも労使及び政府で取組を進めて賃上げを含め、経済の好循環というものを続けていくことが必要だと考えております。

先程の民間資金活用の件もそうですけれども、日本経済の持続的な回復の主役というのは、民間企業というものが主役であるということははっきりしたと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げたいと存じます。

(菅議員) 伊藤議員。

(伊藤議員) 1979年に第二次石油ショックのあったときに賃金を必要以上に上げないことについて、我々は所得政策と言うのですが、世界的にも非常に日本は成功したと言われているのですけれども、今回のこの取組も方向は逆ですが、それくらい非常に重要なことだろうと思うのですね。物価を持続的に上げていくためには、賃金上昇は必要でありますし、消費税を上げたにもかかわらず、経済を拡大させるためには、やはり賃金が上がっていくことが必要で、是非ここで気を緩めないで、このメカニズムが今後しばらく続いていくということをこの場でも議論させていただきたいと思います。

(菅議員) ありがとうございます。時間が来ましたので、ここでプレスを入室させたいと思います。

(報道関係者入室)

(菅議員) それでは、ここで総理から御発言をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(安倍議長) 本日、経団連、日商、そして、連合より、春闘の状況について御報告をいただきましたが、これまでの安倍内閣の取組に呼応して、大企業から中小企業に至るまで、「賃上げの風」が吹き始めたという手応えを感じています。これまでの賃上げに向けた労使双方の御尽力に感謝を申し上げたいと思います。

この「賃上げの風」を全国津々浦々にお届けするため、現在、労使交渉が進められている企業においても、企業の規模や雇用の形態を問わず、更なる賃上げの動きが広がっていくことを強く期待をしています。

さらに、今後、我が国がデフレ脱却と経済再生を果たすためには、賃金上昇を定着させて持続的に経済の好循環を実現する必要があります。この度の賃上げの動きを大きな流れとして継続していくためにも、労使の引き続きの御努力に期待したいと思います。政府としても、全力で環境整備に取り組んでまいります。

(菅議員) プレスは退室願います。

(報道関係者退室)

(菅議員) ありがとうございました。

政労使の共通認識には、賃上げ以外の様々な取組についても盛り込まれており、経済界・労働界においては、この共通認識を踏まえた主体的な取組をお願いいたします。

今後、経済財政諮問会議の場を活用するなどして、こうした取組の成果を伺いたいと思います。

本年3月の会議の場で、甘利大臣から、アベノミクスの成果について、国民に分かりやすく情報発信していく旨の発言がありました。こうした成果をお手元の資料のとおり取りまとめましたので、御参考をいただきます。

進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

(以上)